

国際共同研究支援事業費補助金 評価要領

1. 要綱

別途定める「国際共同研究支援事業費補助金（領土・主権・歴史調査研究支援事業）評価要綱（以下「評価要綱」という。）」により評価を行う。

2. 手順

（1）書面評価

「国際共同研究支援事業費補助金審査・評価委員会（以下「委員会」という。）」委員（以下「委員」という。）は、締切日までに提出のあった補助事業実績報告書及び必要に応じて外務省からの所見をもとに、中間評価又は事後評価に関する書面評価を行う。

（2）合議評価

委員会は、上記書面評価も踏まえつつ、合議により（必要に応じ補助事業者等の面接を行い）最終的な評価結果を確定する。

3. 開示・公開等

（1）委員会の会議及び会議内容は非公開とする。

（2）委員会の評価確定後、補助事業の名称、事業者名及び評価結果を補助事業実績報告書と共に公表する。

（3）評価結果に対する補助事業者による異議の申立てはできない。

4. 委員の遵守事項

（1）評価対象事業に利害関係を有する委員は、当該事業については評価を行わないこととする。

（2）委員は、評価の過程で知り得た個人情報及び対象団体の評価内容に係る情報（上記3.（2）の情報を除く。）について、外部に漏らしてはならない。

5. 委員への接触の禁止

補助事業者は、「審査・評価委員会」委員に対して、それと知りつつ接触してはならない。

また、交付決定の事前であるか事後であるかを問わず、このような行為を行ったことが判明した場合には、新規採択の審査対象からの排除、補助金の交付決定の取消等の措置を講ずる場合がある。

（了）